

高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「民間企業等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社及び合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合その他特別の法律の規定により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された社団法人、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき設立された法人並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された法人をいい、個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人をいう。）は含まない。
- (2) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学及び高等専門学校をいう。
- (3) 「コンソーシアム」とは、それぞれの資源を持ち寄り、主体的な役割をもって、連携して補助事業を実施する民間企業等・市町村・大学等の集合体をいう。ただし、単なる受発注の関係にある者を除く。

(補助金交付の目的)

第3条 県では、県内市町村と県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術を活用したヘルスケア関連の新製品や新サービスの事業化のための実証実験（ヘルスケア分野の製品やサービスについて、県内市町村で運用を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。）を支援することを目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助事業者等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助要件、補助対象期間、補助率及び補助金額については、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費については、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の選定)

第5条 知事は、別に定める高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金募集要領に基づき、補助事業者を選定する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額の増額、又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。

(2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の20パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で20パーセントを上回る変更をしようとするとき。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業効率に支障がない事業計画の細部の変更は、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による計画変更等承認(不承認)通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに別記第6号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合を含む。)の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第4項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金額と確定を行った補助金額とが相違する場合は、別記第9号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産(補助事業において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 3 のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 第 4 条第 1 項の規定に該当する県外民間企業等について、補助事業の実施年度から 3 年以内に県内に本社、支社又は研究拠点等を設置できなかったとき。ただし、特別の事情がある場合で、知事がやむを得ないと認めるときを除く。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第 19 条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降の 5 年間、補助事業者に対し、事業の成果に関する報告を求め、必要な調査を行い、補助事業者に発表させることができる。

(補助事業の経理等)

第 20 条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しなければならない。

(情報の開示)

第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 13 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 12 条第 3 項、第 15 条から第 21 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別表第1（第4条関係）補助対象

補助対象事業	デジタル技術を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) 実証実験の実施場所は県内市町村に限る。
補助事業者	県内市町村と県内外の民間企業等、大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。 ・コンソーシアムを構成する組織（以降、コンソーシアム構成員という。）として、県内の市町村と県内外の民間企業等の参加は必須とする。なお、県外民間企業等については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。 ・コンソーシアムは補助金の交付申請日までに設立すること。 ・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。 ・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。 ・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社（本店）及び営業所等（高知県内に限る。）が都道府県税を滞納してないこと。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。 ・コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円

別表第2（第4条関係）補助対象経費

補助対象経費	機械装置費	当該補助事業に直接必要な機械装置、設備又は工具器具の購入（1年以上継続して使用でき、取得価格が100万円未満のものに限る。）、借用、試作、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費 （注）他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。	
	労務費	直接人件費 研究開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費 （注）研究開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。 （注）補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。 （注）人件費の補助限度額は、補助対象経費の4分の1以内とする。ただし、上限額を超えた人件費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。	
	事業費	謝金	当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費
		旅費	研究開発者又は補助者（アルバイト等）が当該補助事業に係る目的のために要した旅費及び当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 （注）市町村職員（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）を除く。）の旅費は対象外とする。
		原材料費	当該補助事業の実施に直接必要な原材料及び消耗品の購入に要する経費 （注）補助事業期間内に使用したものに限る。
		外注費	発注時に仕様が明確で、当該補助事業に直接必要となる加工、設計、分析、検査、調査等の外注に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 （注）上限は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。ただし、上限額を超えた外注費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
		特許等関連経費	特許権の取得等に要する経費（出願料、弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注）当該補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要なものに限る。 （注）審査請求料等特許庁に支払う経費又は維持にかかる経費は対象外とする。
		委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者等に委託するために必要な経費 （注）当該補助要綱に準じた内容で、委託契約を締結することを必要とする。
その他諸経費	会議費（会場借料、機材借料、茶菓代等開催経費一式）、借用費（「機械装置費」による借用費以外の物品、場所等のリース・レンタル料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、保険料、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス。専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ計上可。）、その他知事が特に必要と認めた経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明及び証明できるもの。		

別表第3（第7条、第8条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

幹事者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）
（生年月日： ）
※市町村が幹事者の場合、生年月日の記載は不要。

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付申請書

高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画名 ※別紙「補助事業計画書」と一致させてください。

2 コンソーシアム構成員名

3 補助事業に要する経費等

(1) 補助事業に要する経費	円（税込）
(2) 補助対象経費	円（税抜）
(3) 補助金交付申請額	円（税抜）

4 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類※

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 会社パンフレット
- (3) 定款又は登記事項証明書
- (4) 直近2期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (5) 積算根拠資料（見積書かそれに代わる書類）
- (6) 令和3～5年度高知県入札参加資格者名簿の写し、又は本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）及び本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
- (7) コンソーシアム協定書の写し（任意様式）
- (8) 高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件の決定通知書の写し
- (9) (1) から (8) までに掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

※ (2) から (4) 及び (6) は、コンソーシアム構成員全員分が必要。ただし、市町村及び大学等については不要。

※ (4) については、設立後2年未満の民間企業等は、事業計画書等の写しを提出すること。

- ※（５）については、機械装置費、外注費、特許関連経費及び委託料は必須。その他経費は可能な範囲で可。見積書は交付申請書提出日以降も有効であるものに限る。
- ※（６）については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。ただし、資格要件確認書類の提出日から交付申請日の間に納付時期がきておらず、資格要件確認時に提出された納税証明書に変更がない場合は不要。また、都道府県税の納税証明書は、県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）でも代用可。
 - ※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式
 - ※２：法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
 - （注）マイナンバーカードは表面のコピーとしてください（裏面はマイナンバーの表示があるため提出不要）。健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。
- ※（７）及び（８）については、資格要件確認書類として既に提出している場合は不要。
- ※（３）及び（９）については、審査結果の通知日以降に取得したものに限る。

補助事業計画書

1 コンソーシアムの構成 ※組織名は公表します。

組織名	所在地 ※郵便番号から記入してください。	担当者 ※県からの連絡窓口となる方を記入してください。
組織代表者名		
幹事者 〇〇会社 代表取締役 〇〇〇〇	〒	所属部署： 役職： 氏名： TEL： FAX： E-mail：
構成員 〇〇市 〇〇市長 〇〇〇〇		所属部署： 役職： 氏名： TEL： FAX： E-mail：
		所属部署： 役職： 氏名： TEL： FAX： E-mail：

2 PL (プロジェクトリーダー)

※幹事者に属し、当該事業を遂行する責任者。コンソーシアムが本事業の目的を達成するために必要な事項の調整や進行管理等を主体的に行う方です。

氏名 (フリガナ)	
所属部署・役職	
Tel	E-mail

3 事業の要約 ※事業名称、実施場所は公表します。

(1) 事業名称	
(2) 事業の要約	※「4実施事業の内容」を要約し、事業の全体像を簡潔にまとめてください。
(3) 実証実験 実施場所 (市町村名)	

4 実施事業の内容 ※必要に応じて図や写真等を用いるなどして、分かりやすく記入してください

(1) 背景・必要性	※事業の背景や必要性について、市場や社会の動向、実証実験実施地域の課題、ニーズなどの具体例を示して説明してください。
(2) 事業実施により目指す目標	※事業実施により何を指そうとするのかを具体的に説明してください。また、アイデアとして新しい点や特色、及び競合製品やサービスと比べて優れている点（優位性）や差別化されている点等も説明してください。
(3) 解決すべき課題	※どのような課題があり、解決するためにどのような製品・サービスの開発を行うのかを説明してください。
(4) 実証事項	※課題解決の方向性と活用する技術を含めて具体的に記載してください。

<p>(5) 事業実施により期待される効果</p>	
<p>(6) 事業実施後の活動予定</p>	<p>※実装に向けたプロセスやスケジュールを含めて記載してください。</p>
<p>(7) 関連実績</p>	

5 補助事業の参加者

※コンソーシアム構成員において、補助事業に参加する従業員・職員名等を記入してください。

組織名	役職・氏名	補助事業における役割

8 経費明細表

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費明細表を作成してください。

(名称: _____)

(単位: 円)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金 交付決定額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連経費				
	委託費				
	その他諸経費				
小計③					
合計④(小計①+②+③)					
(1,000円未満の端数切り捨て)					

※交付要綱別表第2に定める経費区分・種別に応じて記入してください。表の列数や幅・高さは必要に応じて変更してください。

※補助対象経費及び補助金交付決定額は税抜き額を記入してください。補助金交付要綱第6条第2項ただし書の規定による交付の申請をする場合は、理由書(任意様式)を添えた上でB、B×補助率欄に税込み額を記入することができます。ただし、その場合でも、補助金交付要綱第12条第2項及び第3項の規定が除外されるものではありません。

※「積算基礎」は、「A 補助事業に要する経費(税込)」について単価や数量等の経費の内訳を記入してください。

※最下段の(1,000円未満の端数切り捨て)欄には、補助金交付決定額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

9 事業全体に対する資金調達の内訳

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに内訳を作成してください。

(名称:)

(単位: 円)

区 分	事業に要する経費	資 金 調 達 先
自 己 資 金 (税込)		(例) ○○会社
借 入 金 (税込)		(例) ○○銀行
補 助 金 (税抜)		(例) 高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
そ の 他 (税込)		(例) ベンチャーキャピタル○○
合 計 額		

※「事業に要する経費」補助金(税抜)には経費明細表の補助金交付決定額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

※補助金(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
交付決定通知書

様

年 月 日付けで申請のありました上記補助金については、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

補助対象期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

コンソーシアム構成員 _____

年 月 日

高知県知事 様

幹事者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知のありました補助事業の計画（事業内容・経費明細）を下記のとおり変更したいので、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 コンソーシアム構成員名

3 変更の理由及び内容

※変更の理由及び内容は詳細に記入してください。

4 変更により見込まれる効果

5 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額
別紙（新旧対比表）及び参考資料のとおり

※参考資料として見積書等を添付してください。

※必要に応じて変更後の補助事業計画書（第1号様式の別紙1）も提出してください。

第3号様式の別紙（新旧対比表）

(1) 補助事業計画変更経費明細

<経費明細表> ※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費明細表を作成してください。

(名称: _____)

(単位: 円)

経費区分	種別	変更前 (交付決定額)			変更後			積算基礎 (A. 税込)
		A	B	B×補助率	A	B	B×補助率	
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金交付 決定額 (税抜)	補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金交付 申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費							
小計①								
労務費	直接人件費							
小計②								
事業費	謝金							
	旅費							
	原材料費							
	外注加工費							
	特許等関連経費							
	委託費							
	その他諸経費							
小計③								
合計④(小計①+②+③)								
(1,000円未満の端数切り捨て)								

(注) 1 交付要綱別表第2に定める経費区分、種別に応じて記入してください。また、経費区分ごとに小計を記入してください。

2 経費内訳、見積書等必要な資料は別途添えてください。

3 補助対象経費、補助金交付決定額及び補助金交付申請額(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。

(2) 事業全体に対する資金調達の内訳

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに内訳を作成してください。

(名称: _____)

(単位: 円)

区 分	事業に要する経費	資 金 調 達 先
自 己 資 金 (税込)		
借 入 金 (税込)		
補 助 金 (税抜)		
そ の 他 (税込)		
合 計 額		

※補助金(税抜)の「事業に要する経費」には、変更後の補助金交付申請額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

※補助金(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。

年 月 日

高知県知事 様

幹事者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を
下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第
10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業計画名
※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。
- 2 コンソーシアム構成員名
- 3 中止（廃止）の理由
※中止（廃止）の理由は詳細に記入してください。
- 4 中止の期間
年 月 日 ～ 年 月 日

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
計画変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで承認申請のありました補助事業の計画変更（中止・廃止）については、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、これを承認（不承認）することとしましたので通知します。

年 月 日

高知県知事

記

既交付決定額（A）	金	円
変更交付決定額（B）	金	円
差額（B）－（A）	金	円

年 月 日

高知県知事 様

幹事者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
遂行状況報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の
遂行状況について、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により下
記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 コンソーシアム構成員名

3 補助事業の実施状況

※交付申請時のスケジュールに沿って具体的に記述してください。また、当初のスケジュールに対して遅延してい
るか否かについて記述してください。遅延している場合は、その理由を記述してください。

※別紙を添えることも可とします。

4 事業化の見通し

※実施状況によって交付申請時の事業化の見通しに変更が生じている場合は、変更後の事業化の見通しについて具
体的に記述してください。

5 経費の支出状況

別紙のとおり

経費支出明細表

(1) 支払済

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費支出明細表を作成してください。

(名称：)

(単位：円)

経費区分	種別	補助金 交付決定額	A	B	B×補助率	積算基礎 (A. 税込)
			補助事業に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費					
	小計①					
労務費	直接人件費					
	小計②					
事業費	謝金					
	旅費					
	原材料費					
	外注加工費					
	特許等関連経費					
	委託費					
	その他諸経費					
	小計③					
合計④ (小計①+②+③)						
(1,000円未満の端数切り捨て)						

- (注) 1 交付要綱別表第2に定める経費区分、種別に応じて記入してください。また、経費区分ごとに小計を記入してください
 2 「積算基礎」欄は「補助事業に要した経費(税込)」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。
 3 補助対象経費及び補助金額における(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。
 4 最下段の(1,000円未満の端数切り捨て)欄には、補助金額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

(2) 支払予定

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費支出明細表を作成してください。

(名称：)

(単位：円)

経費 区分	種別	補助金 交付決定額	A	B	B×補助率	積算基礎 (A. 税込)
			補助事業に要す る経費 (税込)	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費					
	小計①					
労務費	直接人件費					
	小計②					
事業費	謝金					
	旅費					
	原材料費					
	外注加工費					
	特許等関連経費					
	委託費					
	その他諸経費					
	小計③					
合計④ (小計①+②+③)						
(1,000円未満の端数切り捨て)						

- (注) 1 交付要綱別表第2に定める経費区分、種別に応じて記入してください。また、経費区分ごとに小計を記入してください。
 2 「積算基礎」欄は、「補助事業に要する経費(税込)」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。
 3 補助対象経費及び補助金額における(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。
 4 最下段の(1,000円未満の端数切り捨て)欄には、補助金額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

高知県知事 様

幹事者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了（廃止・中止）したので、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 コンソーシアム構成員名

3 補助金交付決定額等

(1) 補助金交付決定額	円（税抜）
(2) 補助事業に要した経費	円（税込）
(3) 補助対象経費	円（税抜）
(4) 補助金額	円（税抜）

4 補助事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 事業の実績報告

別紙のとおり

6 添付書類

(1) 交付要綱第15条に規定する取得財産等管理台帳（別記第10号様式）

※該当の財産がある場合のみ添付してください。

(2) 高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金実施要領第4号様式及び第5号様式の経費区分別明細書及びその添付書類

(3) (2) の他、写真等実績報告書の参考となる書類

※該当する書類があれば添付してください。

第7号様式の別紙
1 補助事業費内訳

(1) 経費支出明細

<経費明細表>

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費明細表を作成してください。

(単位：円)

経費 区分	種別	予算額（交付決定額又は変更申請額）			実績額		
		A	B	B×補助率	A	B	B×補助率
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金交付 決定額 (税抜)	補助事業に 要した経費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	補助金額 (税抜)
機械装置費	機械装置費						
小計①							
労務費	直接人件費						
小計②							
事業費	謝金						
	旅費						
	原材料費						
	外注加工費						
	特許等関連経費						
	委託費						
	その他諸経費						
小計③							
合計④(①+②+③)							
(1,000円未満の端数切り捨て)							

- (注) 1 交付要綱別表第2に定める経費区分、種別に応じて記入してください。また、経費区分ごとに小計を記入してください。
 2 経費内訳等必要な資料は別途添えてください。
 3 補助対象経費、補助金交付決定額及び補助金額における(税抜)表示は、税込み額を記入する場合は(税込)に変更してください。
 4 最下段の(1,000円未満の端数切り捨て)欄には、予算額の補助金交付決定額(合計④)及び実績額の補助金額(合計④)の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

(2) 事業全体に対する資金調達の内訳

※コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに内訳を作成してください。

(名称 :

)

(単位 : 円)

区 分	事業に要した経費	資 金 調 達 先
自 己 資 金 (税込)		
借 入 金 (税込)		
補 助 金 (税抜)		
そ の 他 (税込)		
合 計 額		

※補助金 (税抜) の「事業に要する経費」には、実績額の補助金額 (合計④) の1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

※補助金 (税抜) 表示は、税込み額を記入する場合は (税込) に変更してください。

2 補助事業の事業成果等

(1) 事業の成果

a) 事業概要

※実施した事業概要とその結果を記入してください。

b) 実証実験によって明らかになった課題

※a)の内容を受けて、明らかになった課題を記入してください。

c) 事業化の見込み

※事業化につながっていればその状況を、事業化前であれば事業化に至るまでの計画や見込みを記入してください。

(2) 知的財産権の出願・取得状況 ※この事業によって得られた成果を記入してください。

種類	出願日	出願番号	出願人	審査請求日	登録番号	技術内容

- (注) 1 種類欄には、特許権・実用新案権・意匠権・著作権(著作権のうちプログラム著作権の場合は「著作権P」とする。)等の種類を記入してください。
- 2 外国特許の場合は、種類の先頭に出願国(PTLルールに準拠したアルファベット2文字の国名表記とする。)を記入してください。
- 3 備考欄には、知的財産権等の取得に係る最新状況や、譲渡及び実施権設定の場合は、相手先(名称、住所及び電話)及び条件(契約日、契約期間及び金額等)を具体的に記入してください。

高知県知事 様

申請者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 補助金額

3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A）

4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B）

5 補助金返還相当額（B）－（A）

（注）1 別紙として積算の内訳を添えてください。

2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではありません。

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金
確定通知書

年 月 日付けで報告のありました補助事業については、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事

記

1 事業計画名

2 コンソーシアム構成員名

3 確定内容

<u>補助金交付決定額</u>	<u>円（税抜）</u>
<u>補助事業に要した経費</u>	<u>円（税込）</u>
<u>補助金確定額</u>	<u>円（税抜）</u>
<u>精算額</u>	<u>円（税抜）</u>

第10号様式（第15条関係）

補助事業者名：

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金に係る取得財産等管理台帳

(取得財産等明細書)

財産種別	財産名	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	耐用年数 (処分制限期間)	備考
機械装置								
無体財産権（知的財産権等を他社から取得した場合）								
試作開発の成果（試作品等）※効用の増加を含む。								

- (注) 1 対象となる取得財産等は、交付要綱第15条に定める財産とします。
- 2 試作開発の成果（試作品等）を無償譲渡・無償貸与・無償供与した場合は、その試作品等ごとに、保管場所欄に譲渡・貸与・供与先を記入し、備考欄に無償譲渡、無償貸与、無償供与のいずれかとその日付を記入してください。
- 3 効用の増加とは、本事業の成果（試作品等）を製作するに当たり使用した補助対象物件について、構成要素として利用した原材料費、機械装置費、外注加工費、委託費等の購入価格の合計（機械装置費だけではありません）が50万円（税込）以上となる場合のことです。
- 4 高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金実施要領第9条第1項第1号に定める内容が確認できる写真を添付してください。

年 月 日

※処分希望日より前の日付を記載

高知県知事 様

申請者 住所（郵便番号及び本社所在地）
名称
代表者（役職及び氏名）

年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、申請します。

記

1 事業計画名

※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。

2 取得財産の品目及び取得年月日

品 目 :

取得年月日 : 年 月 日

3 取得価格及び時価

取得価格 円（税抜）

※補助金で購入した処分する機械・設備の金額を記入してください。

時 価 円（税抜）

※残存簿価相当額（又は収益額、鑑定額）を記入してください。

4 処分の方法

5 処分の理由